

## 中央大学信窓会研修支援要領

第1条 この要領は、信窓会の支部（以下「支部」という。）が主催する研修活動を信窓会本部（以下「本部」という。）が資金援助することにより、支部活動の活性化を図ることを目的とする。

第2条 支援対象研修活動は、次のとおりとする。

(1) 支部再建集会（再建前4年以上支部総会その他の支部主催行事の開催がなく、事実上活動停止状態にある支部が再建のために開催する支部総会をいう。以下同じ。）における講演会等の研修活動

(2) 支部年次総会における講演会等を除く支部の計画する講演会等の研修活動

第3条 資金援助の費目及びその金額は、次のとおりとする。ただし、全体で年間5回、1支部に年間1回で、かつ、本部予算で定める額を上限とする。

(1) 前条第1号の研修活動

- ア 講師謝金 5万円以内
- イ 講師交通費 1万円以内
- ウ 会場借上費 5,000円以内

(2) 前条第2号の研修活動

- ア 講師謝金 講師に支払う謝金の2分の1以内でかつ2万5,000円を上限とする。
- イ 講師交通費 講師に支払う交通費の2分の1以内でかつ5,000円を上限とする。
- ウ 会場借上費 会場借用料の2分の1以内でかつ3,000円を上限とする。

(3) 前条第2号の研修活動に対する支援の金額は、前号の規定にかかわらず、支援を受ける支部の会員が支援を受ける年度に本部に納入済の会費の総額の2分の1を超えることができない。

(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、信窓会会員が講師を務める場合は、講師謝金は支援しない。

第4条 支援を受けようとする支部の支部長（合同開催の場合は代表支部長又はブロック長。以下同じ。）は、原則として支援を受けようとする研修活動の開催の日の2か月前までに開催日、研修内容、講師名、支援必要金額、その他必要事項を明らかにして、会長（研修部長経由）に申請しなければならない。

第5条 支援は、原則として本部に対する申請順に役員会（緊急の場合は、会長、常任副会長、幹事長及び各部長で構成する会議）において決定した金額をもって行う。

2 会長は、前項の決定があったときは遅滞なく、申請に係る支部の支部長に対し、支援する旨並びに支援の費目及び金額を通知するとともに、決定に係る支援金を支部に送金する。

第6条 支援を受けた支部の支部長は、研修終了後遅滞なく、研修の結果及び支援金の使途、その他会長が指示した事項を会長（研修部長経由）に報告しなければならない。

### 附則

この要領は、平成21年9月26日から施行する。

令和3年10月9日 一部改正、令和4年4月1日から施行する。